

個別施設計画

策定年月日

R3.3.17

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	食肉衛生検査所	所管所属名称	食肉衛生検査所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	庁舎	小分類	単独庁舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	事務所	建築日	1981/3/30
経過年数	39年	耐用年数	50年	目標使用年数	65年
運営方式	直営	管理者名称	食肉衛生検査所	全延床面積(m ²)	816.80
所在地	宮城県登米市米山町字桜岡今泉314				
2 計画期間					
計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状況					
別添「保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	行政組織規則第37条		必要性の有無	有	
業務内容	仙台市を除く県内の区域を所管している。と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定すると畜検査及び食鳥検査、並びにと畜場及び食鳥処理場における食肉衛生に関する事務を行う。				
必要性の判断理由	と畜場法の規定により、と畜場において獣畜をとさつ、解体、と畜場外への持ち出しをするためには、と畜検査員を命じられた都道府県職員の行う検査を経た後でなければならない。適正な検査を実施するためにはと畜場に併設され、検査設備を備えた施設が必要である。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であることから、今後も適切な維持管理を行い、施設の保全に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 建築後、既に相当の年数を経過していることから、劣化状況等に応じた設備等の計画的な更新及び周期的な改修等を図るとともに、必要な修繕・更新を行う。 なお、目標使用年数は、宮城県公共施設等総合管理方針における推計条件を準用し、法定耐用年数の30%増の65年とする。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和2年度現在で建築後39年を経過している。建築部分については東日本大震災において壁面等にひび割れ等の被害があったが、躯体には大きな被害はなかった。老朽化がすすんでいることから、外壁等の補修が必要と判断される。 更新期限を経過した設備等の交換等、部分的な改修を実施している。電気設備については配電盤や配線については建築後更新を行っておらず、順次更新が必要と判断される。 給排水設備についても、一部は露出配管により更新しているが、主配管は更新を行っていないため、更新が必要と判断される。 空調設備については、事務室のエアコンについては平成29年に更新済みだが、検査室等のエアコンは設置後22年を経過しており、更新が必要と判断される。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
別添「短期保全計画表」のとおり					

施設情報詳細(棟情報一覧)

棟 番号	中長期保全計画 対象区分		建物名称	財産区分 (選択)	取得年月日	建築年月日	建面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数 (地上)	階数 (地下)	建物用途 (選択)	建物構造 (選択)	耐用 年数 (自動判 定)	経過 年数	点検区分 (選択)
	1500㎡ 以上	防災拠点													
1			管理棟	行政財産	1981/3/30	1981/3/30	638.55	816.80	2	0	庁舎	鉄筋コンクリート	50年		保全点検準用
2			機械室	行政財産	1981/3/30	1981/3/30	25.00	25.00	1	0	ボイラー室	鉄筋コンクリート	38年		その他点検
3			車庫	行政財産	1981/3/30	1981/3/30	39.00	39.00	1	0	車庫	鉄骨造	31年		その他点検
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															

702.55

880.8